

□■養成所ニュースプラス第 19 号 2023□■

第 35 期生の皆さんの 2 学期も 2 ヶ月が過ぎようとしています。テキスト学習は進んでいますか。先になります、3 学期の「ソーシャルワーク演習（専門）2」の<テキスト・参考文献>の表記に誤りがありました。申し訳ありません。Yoseijo info を確認してください。

ソ教連の「国家試験受験集中講座」に養成所を通して申し込んだ皆さんには、一昨日レターパックで「Point Book」と視聴の方法に関するご案内を送りました。ご確認いただき、役立ててください。ソ教連は、従来は年末から無料視聴期間を設けていましたが、今年度は申込んだ方のみとしたそうです。養成所を通しての申し込みは 9 月 15 日（金）を締め切りとしていましたが、10 月 16 日（月）まで期限を延長することとしました。申し込み忘れた方はご検討ください。

国家試験受験申込受付期間もあと 1 週間になりました。まだ準備できていない方はこの週末で投函できるように急ぎましょう。

今回は、「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」（現、「児童・家庭福祉」）から児童虐待についての問題です。今回も選ばなかった選択肢のどこを直せば適切になるか合わせて考えてみましょう。

■Plus Quiz

【第 35 回問題 138】「児童虐待防止法」に関する次の記述のうち、最も適切なものを 1 つ選びなさい。

1. 児童相談所長等は、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため、施設入所している児童を除き、面会制限を行うことができる。
2. 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、できる限り通告するよう努めなければならない。
3. 児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待の早期発見を行わなければならない。
4. 児童が同居する家庭における配偶者に対する生命又は身体に危害を及ぼす暴力は、児童虐待の定義に含まれる。
5. 児童に家族の介護を行わせることは、全て、児童虐待の定義に含まれる。

（注）「児童虐待防止法」とは、「児童虐待の防止等に関する法律」のことである。

正答と解説は最後に記載してあります。

■Yoseijo Info

・(34 期生) 該当者に対して、修了見込証明書類一式並びに「受験対策講座」のご案内をレターパックライトにて発送いたしました。

修了見込証明書は国家試験の受験申込に必要な重要書類となりますので、届かない場合は当養成所までご連絡ください。

・(34 期生) 住所変更後、変更届を提出していない場合はご提出ください。

・(35 期生) 教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の支給希望の方へ

「受給資格者証と公的身分証明書のコピー」の提出をされていない方は、早急に提出してください。

・(35 期生) 見込書類（実務経験証明書）のさしかえについて

入学願書提出時に「実務経験見込証明書」を提出している方は、入学資格または実習免除を満たした期間の「実務経験証明書」の提出が必要となりますので、早急に提出してください。

・受講の手引の表紙裏（表紙の次のページ）に“レポート作成・提出チェックリスト”があります。

レポートの作成・提出の前に必ず確認してください。

・(35 期生) 3 学期レポート課題の<テキスト・参考文献>表記に誤りがありましたので、ホームページに訂正を掲載しております。←New

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1138907&c=3246&d=99c7>

■Test Info

国家試験に関する情報をお届けします

・第 36 回国家試験は、令和 6 年 2 月 4 日（日）です。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1138908&c=3246&d=99c7>

・第 36 回社会福祉士国家試験『受験の手引』請求窓口が開設されました。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1138909&c=3246&d=99c7>

※上記 URL にアクセスし「3 申し込み手続き方法」を確認してください。

・社会福祉振興・試験センターより、「令和 6 年度（第 37 回試験）から適用する社会福祉士国家試験出題基準（予定版）」が公表されました。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1138910&c=3246&d=99c7>

・社会福祉振興・試験センターより、「令和 5 年度社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士における感染症対策について」が公表されました。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1138911&c=3246&d=99c7>

・日本ソーシャルワーク教育学校連盟主催の全国統一模擬試験のご案内です（9 月 15 日申込締切）。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1138912&c=3246&d=99c7>

※締切を過ぎましたが、在宅受験は受付中です。詳しくは上記ホームページをご確認ください。

・本養成所主催、「受験対策講座」は web にて順次公開予定です。

第 34・35 期生の皆様にご案内を郵送しておりますので、内容をご確認の上、ぜひ受講してください。←New

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1138913&c=3246&d=99c7>

■Plus Info

その他の情報をお届けします

・日本知的障害者福祉協会では様々な情報を発信しております。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1138914&c=3246&d=99c7>

■Back Number

過去のバックナンバーはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1138915&c=3246&d=99c7>

■Plus Column

【受験対策ミニ講座第 10 号／模擬試験の活用について】

模擬試験の重要性は第 4 号でお伝えしました。納得した方は既に申し込んだことと思います。申し込んでいなくても、過去問や先輩の模擬試験問題を借りて、自身のアセスメントが済んだ人もいることでしょう。

模擬試験等でどのくらい基礎力がついたか、知識が積み重なってきたかつかめたら、次の段階に進みます。自分の得意な科目はもちろんのこと、手応えはないけれど半分くらいは正解できる科目、歯が立たなかった科目を見極めてください。

手応えはないけれど半分くらいは正解できる科目は、この時期に確実に積み上げて得意科目に近づけていきたいものです。そして、歯が立たなかった科目は、まずは 0 点科目にしないために、半分くらいの正解率を目指していきましょう。一足飛びに満点を狙うのではなく、スモールステップで再プランニングしていきましょう。

そのときにポイントになるのは、外国語のように感じられるほど何を言っているのかわからない問題なのか、どこかで見ただけでははっきりわからなかった問題なのかの見立てです。歯が立たない問題は、もう一度過去問解説に立ち戻って読み込んで、更にわかりづらい部分は、テキストや受験対策本に戻って理解するようにしてください。動画等を活用するのも一つの方法です。遠回りに感じるかもしれませんが、ひとつひとつ積み上げていきましょう。

過去問や受験対策本は、国家試験の出題傾向を踏まえ、その内容を受験用に絞ったものです。過去問や受験対策本のどちらかをメインに据えて進めていきたいものです。そろそろ迷っている時間もなくなってきます。

それでは、得意科目はどうしたらよいのでしょうか。それは、次回にお伝えします。

【Plus Quiz・・・正答と解説】

この9月、子ども家庭庁の発表では、2022（令和4）年度に全国の児童相談所が相談に対応した件数が前年度から5%増加し21万を超えたとのことです。確定値の発表を待たなくてははいけませんが、前年度の確定値「福祉行政報告例」の傾向と大きく変わるものではありませんでした。

4つの虐待類型では「心理的虐待」が最多で、相談経路では、「警察」の割合が半数を超えました。また、虐待を受けて死亡した子どもの検証も公表し、2021（令和3）年度に亡くなった50人のうち最も多かったのが「0歳」の子どもたちで約半数を占めました。

第31、34回では「福祉行政報告例」から、第32回では、「子ども虐待による死亡事例等の県境結果等について（第14次報告）」から出題がありましたが、傾向をつかんでおくことで対応が可能です。

児童虐待相談件数が1990（平成2）年度の統計開始後、30年以上連続で増加していることを背景に、児童福祉法と児童虐待防止法は度々の改正が続いています。法の基本をおさえつつ、改正点を上書きしていく必要があります。

2019（令和元）年の改正では、児童相談所の体制強化・設置促進、関係機関間の連携強化が盛り込まれました。児童の親権者は、児童のしつけに体罰を加えたり、必要な範囲を超える行為で懲戒してはならないとされたのもこの年の改正からです。

第33、35回では法の規定内容が出題され、第30、31、32回では虐待の疑われる事例問題が出題されました。統計と合わせて基本事項をおさえましょう。

1. ×児童相談所長等による面会制限は、「児童虐待防止法」に規定されています。保護者による面会や通信の全部または一部を制限できるのは、施設入所等の措置がとられている児童や一時保護が行われた児童です。
2. ×通告は義務であり、努力義務ではありません。しかし、通告義務に違反した場合の罰則はありません。児童を発見した場合は「速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない」と「児童虐待防止法」に規定されています。
3. ×虐待の発見は義務ではありません。しかし、学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師等の医療関係者等児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待の早期発見に努めなければなりません。
4. ○児童が同居する家庭における配偶者に対する生命又は身体に危害を及ぼす暴力は、2004（平成16）年の「児童虐待防止法」改正により心理的虐待として扱われることになりました。警察から児童相談所への通告件数は増加し、配偶者に対する暴力を子どもが目撃する「面前DV」による心理的虐待件数も増加しています。
5. ×児童が家族の介護・看護を担う「ヤングケアラー」については支援の必要はあるものの、今は児童虐待防止法の定義には含まれていません。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19 K D X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus